

<p>(関連分野) 教育、若者支援</p>
<p>(事業の名称) ひきこもり社会活動支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり居場所事業（ひきこもり本人の居場所及び社会活動の場づくり） 居場所では、ひきこもりについて専門的な知識を持つ指導員の他に、ひきこもり者を支援する世話人を雇用し、ひきこもり本人の話し相手になるほか、屋内活動（料理・ゲーム・季節の行事等）、野外活動（スポーツ、散歩）及び就労につながるような活動（勉強、PC研修、車の免許取得、農業体験等）への支援を行う。また、ひきこもり者が居場所から活動の場へ移動する際の送迎も行うなど。 （実施主体：都道府県、市町村及び各自治体から委託されたNPO法人等） ・ひきこもり訪問支援事業（ひきこもり者及びその家族への家庭訪問支援） 各自治体及び各自治体から委託されたNPO法人等は、保健師などの専門職による訪問支援の他に、各自治体において実施するひきこもり養成講座を終了した「ひきこもり訪問スタッフ」（ひきこもり本人や家族の求めに応じて家庭訪問し、社会参加などについて相談相手になる者）を雇上げ、相談活動を行ってもらう。 （例）ひきこもり訪問スタッフ養成講座：5回開催（3ヶ月間）、受講定員50名 （実施主体：都道府県、市町村及び各自治体から委託されたNPO法人等）
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：ひきこもり本人が様々な活動に参加することによって、社会参加への自信がついて、社会的自立につなげることができる。</p>
<p>(先行事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり者に対する居場所の提供 和歌山県ひきこもり者社会参加支援センターにおいては、「ひきこもり者」に対し受容的で非強制的な環境としての「居場所」を提供 ・ひきこもり訪問サポート事業 愛知県では、自宅以外での活動が制限されているひきこもり者の支援のため、「ひきこもり訪問サポーター」を養成し、自宅などにひきこもっている本人やその家族からの求めに応じて家庭を訪問し、社会参加などについて相談にのる。
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 高倉恵子 / 係長 青木一生 電話番号：03-3595-2612 / ファックス：03-3503-3099</p>